

制定 平成 26 年 7 月 10 日
改訂 平成 28 年 7 月 8 日
特定非営利活動法人
神奈川県防犯セキュリティ協会

神奈川県セキュリティ・ホーム認定制度の運用要領

目次	第 1 章	総則(第 1 条～第 3 条)
	第 2 章	認定委員会(第 4 条～第 8 条)
	第 3 章	審査・認定(第 9 条～第 15 条)
	第 4 章	雑則(第 16 条～第 21 条)
	参考添付表	5頁(制度の流れ)、6頁(運用書式一覧)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要領は、特定非営利活動法人神奈川県防犯セキュリティ協会(以下、「当協会」という)が、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有している建物を、「神奈川県セキュリティ・ホーム」(以下、「セキュリティ・ホーム」という。)として認定するために必要な事項を定める。

(認定制度の意義)

第2条 神奈川県セキュリティ・ホーム認定制度は、防犯に優れている建物であるか否かを公正・中立的な立場で審査・認定し、これを広く情報発信することにより、消費者の住宅市場における適切な選択に資する。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建物

神奈川県内に所在する戸建て住宅をいい、その付属設備を含む。構造、規模、新築・既存を問わない。

(2) 審査員

当協会発行の「防犯診断員登録証」の交付を受けた者の中から、当協会が指名した者をいう。

第2章 認定委員会

(認定委員会)

第4条 当協会内にセキュリティ・ホームに関する判定を行うため、神奈川県セキュリティ・ホーム認定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、次に掲げる者より構成するものとする。

(1) 当協会の理事全員

(2) 当該物件の審査員

(3) 認定委員会事務局員 1 名。 但し、理事または協会事務局員との兼任を認める。

(委員長)

第6条 委員会の委員長は、理事長とする。

- 2 委員長は、会務の進行を統括する。
- 3 委員長に支障がある場合、委員長が代理を指名する。

(委員会の招集)

第7条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見を聞くことができる。

(定数及び議決)

第8条 委員会は、半数以上の理事（委員長を含む）と事務局員および第5条2号の審査員1名以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議決は、出席委員の2/3以上でこれを決する。
- 3 認定委員会事務局員は議決に加わらない。但し理事が兼務する場合はこの限りでない。

第3章 審査・認定

(評価基準の作成及び公表)

第9条 当協会は、セキュリティ・ホームとして認定するための評価基準(以下、「評価基準」という。)を作成し、公表するものとする。

- 2 評価基準は、セキュリティ・ホームの認定に必要な防犯性能について、適合しなければならない事項とする。
- 3 評価基準は、別に定める。
- 4 評価基準は定期的に見直しを行うものとする。

(審査の分類)

第10条 審査は、設計審査及び本審査とする。

- 2 設計審査は、新築の建物の設計段階で評価基準の適合状況を図面、仕様書等の書面により審査するものとする。
- 3 本審査は、新築及び既存(リニューアルを含む)の建物について、評価基準の適合状況を現地審査するものとする。

(認定申請の手続き)

第11条 セキュリティ・ホームの認定申請をすることができる者は、認定を受けようとする建物の購入者、所有者、施工主又は販売事業者及び関係者とする。

- 2 セキュリティ・ホームの認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、審査ごとに正副2通の認定申請書(第1号様式)と当該申請書に掲げる書類を各々添付して当協会に申請するものとする。
- 3 本申請における添付書類で、設計申請と同一で変更のないものは省略できる。
- 4 当協会は、第2項及び第3項の認定申請書に添付しなければならない書類に不備や虚偽の記載がある場合には申請を受理せず、申請者に対して再提出を求めることができる。

(審査員の指名)

第12条 当協会は、認定申請書を受理した場合は、速やかに審査員を指名し、申請者に連絡する。

- 2 設計審査と本審査は原則として同一審査員が当たるものとする。
- 3 審査員は、常に当協会発行の「防犯診断員登録証」を携行し、関係者から提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(審査)

第13条 審査員は、評価基準に従って適合性を審査するものとする。

- 2 審査員は、設計審査又は本審査を実施した場合は、委員会に対して、審査結果報告書(第2号様式)を提出するものとする。

(認定及び通知)

第14条 審査の合否判定は前条の審査結果報告書に基づき委員会で行い、当協会が認定する。

- 2 当協会は、設計審査の結果が評価基準に適合していると認めるときは、セキュリティ・ホーム設計審査適合通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 当協会は、本審査の結果が評価基準に適合していると認めるときは、セキュリティ・ホーム認定登録簿(第4号様式)に登録し、セキュリティ・ホームとして認定するものとする。
- 4 当協会は、セキュリティ・ホームとして認定した場合は、セキュリティ・ホーム認定証(第5号様式)により申請者に通知するとともに、認定シール(第6号様式)を交付するものとする。
- 5 当協会は、設計審査又は本審査の結果、評価基準に適合していないと認めるときは、セキュリティ・ホーム不適合通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第15条 施工主又は販売事業者が申請してセキュリティ・ホームの認定を受けたときは、当該建物の購入者又は所有者に対して、セキュリティ・ホーム認定制度の主旨を十分に説明するものとする。

- 2 セキュリティ・ホームの認定は、当該建物に対するものであることから、認定シールは当該建物に帰属するものとする。

第4章 雑則

(認定申請期間)

第16条 設計審査及び本審査の認定申請は、審査を受けようとする日の2ヶ月前から行うことができる。

(審査手数料)

第17条 設計審査及び本審査に要する諸経費(審査手数料)については別表に定める。

(認定の効果)

第18条 セキュリティ・ホーム認定制度は、犯罪の発生しにくい一定の防犯性能を有する建物の普及により犯罪の抑止に資することが目的であって、認定を受けた建物において犯罪が発生しないことを保証するものではない。したがって、当該建物で発生した一切の損害について、当協会は賠償責任を負わないものとする。

- 2 セキュリティ・ホームの認定は、本審査を実施した時点での当該建物に対する評価結果である。従って認定されたことにより、権利や効力、便宜等が与えられるものではない。

(守秘義務)

第 19 条 認定業務に関わった者は、当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(保管文書と保存期間)

第 20 条 当協会は、申請、審査及び認定に関する文書を保存しなければならない。

- 2 文書の保存期間は、認定を受けようとする建物に関し、セキュリティ・ホーム設計審査適合通知書、セキュリティ・ホーム認定証が発行された日が属する年度の翌年度から3年とする。

(補則)

第 21 条 この要領の施行に必要な細則は、当協会理事会で別に定める。

附 則

この要領は、平成26年 7月10日から施行する。

この要領は、平成28年7月8日から施行する。

改訂： 第5条、 第6条、 第7条、 第8条、

<別表>

審査手数料

平成 26 年 7 月現在 (単位:円、 税別)

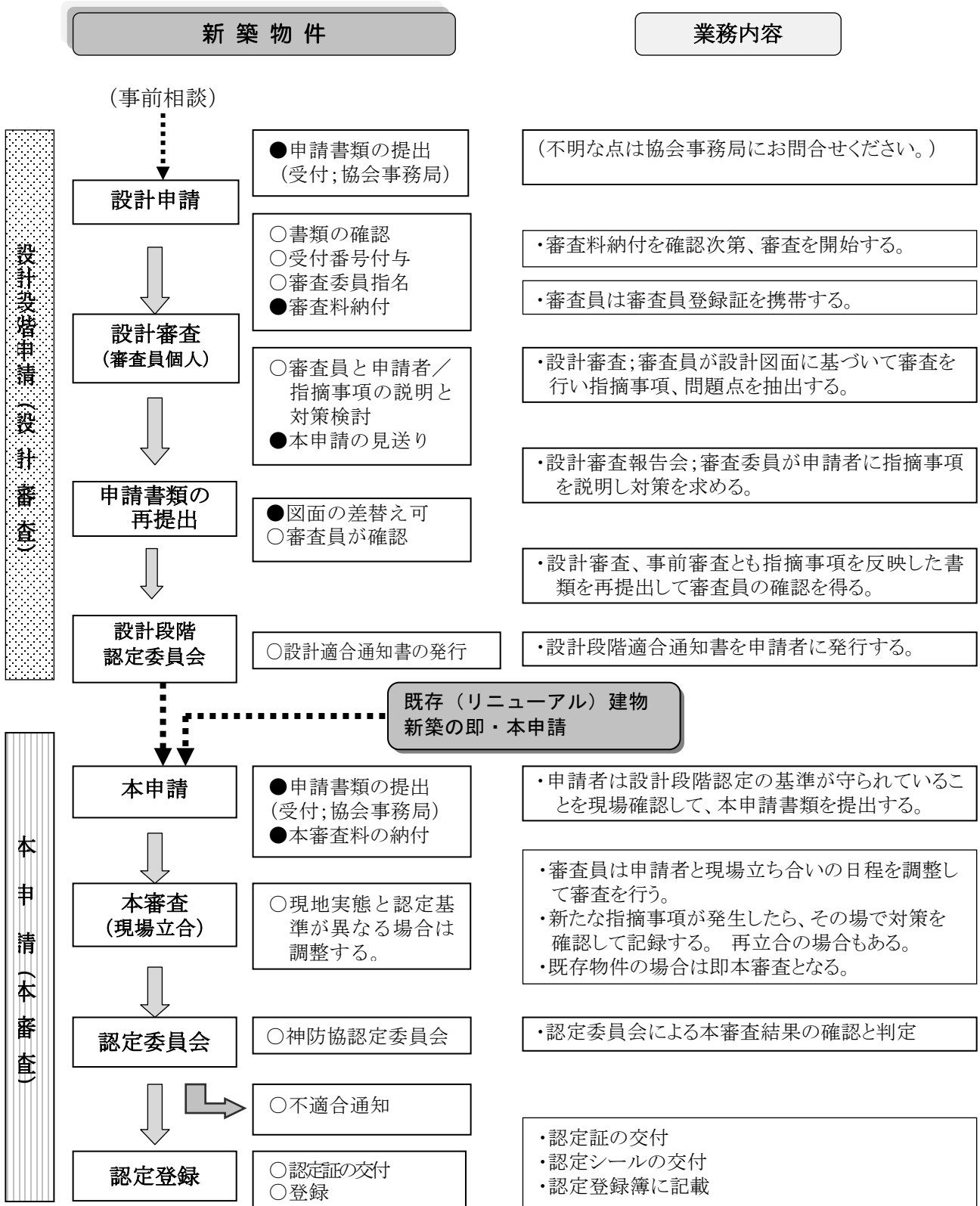
	設計審査	本審査	計
審査手数料	15,000	15,000	30,000

* 別途消費税が掛かります。

* 振込手数料はご負担願います。

<参考添付表>

神奈川県セキュリティ・ホーム認定制度の流れ



<参考添付資料>

運用に関わる書式一覧

	様式	書式名	発行区分	備考
1	第1号様式	神奈川県セキュリティ・ホーム認定制度の認定申請書	申請者	同意書を含む
2	第2号様式	セキュリティ・ホーム審査結果報告書	協会	
4	第3号様式	神奈川県セキュリティ・ホーム認定制度 設計審査適合通知書	協会	
4	第4号様式	神奈川県セキュリティ・ホーム認定登録簿	協会	
5	第5号様式	神奈川県セキュリティ・ホーム認定制度 認定証	協会	
6	第6号様式	神奈川県セキュリティ・ホーム認定制度 認定シール(イメージ)	協会	
7	第7号様式	神奈川県セキュリティ・ホーム認定制度 認定不適合通知書	協会	
8				
9				